

6月23日～29日は男女共同参画週間

～ハーモニーふれあいウィーク2024～

問合先 女性センター ☎049・287・4755

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。国では、「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。期間中は、全国の自治体において、様々な取組やイベントなどを通して、性別にかかわらず活躍できる社会に向けた啓発活動が行われます。

女性センターでも、男女共同参画週間に合わせてイベントを行います。市民団体の皆さんが企画した、落語、展示の発表、スマホお悩み相談、体操などの体験講座もあります。身近なことから男女共同参画について考えるきっかけにしてみませんか。

講演会

～楽しくてすぐに実践したくなる～ 「ゆるっとアウトドア防災」

■ 6月22日(土)10時～12時

(開場9時30分)

場 女性センター

定 100人

(先着順・申込不要)

講 あんどうりすさん

(アウトドア防災ガイド)



阪神・淡路大震災被災体験とアウトドアの知識を生かし、全国で講演活動を展開。とりわけ子育てグッズと防災グッズをイコールにしてしまうアウトドア流の実践的な内容が好評。毎日の生活を充実させるヒントがいっぱい！

保育有。1歳以上の未就学児・6月5日(水)10時から14日(金)までに要申込



イベント

場 すべて女性センター



①落語と歌で楽しく学ぶ「どうしてくれる？私の進路～男女共同参画と男子校・女子校」

■ 6月22日(土)14時～16時 定 40人

講 千金亭値千金さん

企 チームとらいあんぐる

②つるがしまどこでもまちライブラリー@ハーモニー&しゃべり場

■ 6月23日(日)10時～12時

定 20人

講 紹介したいと思う本

テーマ「多様な家族」～LGBTQへの理解を深めよう～
おすすめの本を紹介し合いましょう。

企 四季を味わう会

③スマホお悩み相談コーナー

使い方全般、LINE、Googleの操作などなんでも相談ください。

■ 6月23日(日)～27日(木)10時～12時 定 各日10人

講 質問したい内容とスマートフォン

企 鶴ヶ島パソコンサポートボランティア

体験講座

場 すべて女性センター

運動系はタオル・水分持参。■の表示がないものは性別不問。持ち物は申込時にお問い合わせください。



④ヨガ・ストレッチ

■ 6月24日(月)11時～12時50分 定 女性のみ

定 10人

⑤背骨コンディショニング体験

■ 6月25日(火)9時40分～10時50分 定 8人

⑥ピラティス体験

■ 6月25日(火)11時10分～12時45分 定 女性のみ

定 5人

⑦ストレッチ&有酸素運動(エアロ)

■ 6月26日(水)9時30分～10時45分 定 10人

⑧ストレッチ・ダンス(ズンバ)

■ 6月26日(水)11時～12時30分 定 15人

⑨押し花小物(しおり)づくり

■ 6月28日(金)10時～12時 定 15人

⑩ほぐして きたえて 体力アップ！(ヨガ・ストレッチ・筋トレ・リズム体操)

■ 6月28日(金)10時15分～11時45分 定 15人

⑪体験型ミニ発表会(ストレッチ&エアロ)

■ 6月28日(金)13時～14時 定 15人

⑫レグダンス・ストレッチ運動

■ 6月28日(金)14時～15時30分 定 女性のみ

定 10人

展示

○男女共同参画に関する川柳(募集)・展示、気づきの木

○男女共同参画でハッピーな料理生活を

○災害と男女共同参画、男女共同参画の視点で考える“わたし”の防災対策

イベント・体験・男女共同参画川柳の申込について (すべて参加費無料)

各種イベント・体験 6月5日(水)10時から女性センターへ直接 ☎049・287・4755、またはホームページから(申込順)

※ 催物名にある番号、参加者氏名、連絡先、住所を伺います。

男女共同参画川柳 6月5日(水)10時から14日(金)までに、川柳、柳号(ニックネーム)、氏名、住所、連絡先を記入の上女性センターへ直接、郵送(〒350-2213 脚折1922-7)、メール(✉10200020@city.tsurugashima.lg.jp)またはホームページの専用フォームから



市HPはこちら

6月は食育月間です



問合先 健康長寿課健康増進担当

鶴ヶ島市食育推進テーマ

「おいしく適塩！ たっぷり野菜」

食育とは、様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。だれかと一緒に食事や料理をしたり、食べ物の収穫体験をしたり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食について考え実践してみましょう。

【企画展示 野菜と果物をしっかり食べよう！】

期 6月17日(月)～28日(金) 場 市役所1階ロビー

内 ポスター展示・野菜レシピ配布

【食育の日イベント】

日 6月18日(火)10時～14時 場 市役所1階ロビー

内 ベジチェックでの野菜摂取充足度測定・鶴ヶ島市産野菜などの販売・熱中症予防グッズの配布・大腸がんクイズラリー



ベジチェック測定イメージ

カラダにもお財布にもやさしい「野菜のつくりおき料理教室」

物価の高いときでも、野菜がたっぷり食べられるメニューの実習をします。

日 6月26日(水)10時～13時

場 東市民センター 定 20人(申込順)

料 500円

メニュー カラフル肉巻き・彩りナムル・夏野菜の中華風甘酢づけ・たっぷり野菜入り切り干し大根煮

持 エプロン・三角きん・布きん2枚

講 鶴ヶ島市食生活改善推進員協議会

申 6月5日(水)から14日(金)までに健康長寿課健康増進担当へ

電話または専用フォームから



申込はこちら

【鶴ヶ島市食生活改善推進員協議会とは】

通称「食改」は、料理教室などを通して食育の普及活動をしているボランティアです。

活動に興味がある方は、広報つるがしま8月号で新しい会員募集を行いますので、養成講座の記事をご覧ください。



おいしく適塩！ たっぷり野菜レシピ

vol.5

ひじきと切り干し大根の ごま酢みそだれ



【1人分】 エネルギー量165kcal カリウム637mg 塩分量0.7g

材料(2人分)

ひじき(乾燥)……………6g
切り干し大根……………1袋(20g)
しいたけ……………1枚
ミニトマト……………3個
ブロッコリー……………80g
むき枝豆(冷凍)……………20g
油揚げ……………1枚

ごま酢みそだれ

すりごま……………大さじ1と1/3
みそ……………小さじ1と1/2
黒酢……………大さじ1と1/3
砂糖……………大さじ1と1/3

作り方

- しいたけは千切り、ブロッコリーは小房に分け、むき枝豆とともに耐熱容器に入れラップをし、電子レンジで3分加熱する。
- ひじき、切り干し大根はさっと水洗いし、耐熱容器に入れラップをし、電子レンジで3分加熱する。
- 油揚げは千切りにし、フライパンで2分乾煎りし、ミニトマトは4等分に切る。
- 材料が冷めたら①～③を混ぜ合わせ、器に盛る。
- ごま酢みそだれを作り、食べる直前に④にかける。

レシピ作成 鶴ヶ島市食生活改善推進員協議会

民生委員・児童委員



民生委員・児童委員は、地域のみなさんのさまざまな相談に応じ、行政やサービスへつなぐパイプ役です。『一人暮らしで色々心配』『どこに相談したらいいんだろう?』…心配ごと、悩みごと、抱え込まずに民生委員・児童委員にご相談ください。相談内容などの秘密は守ります。



民生委員・児童委員はこんな活動をしています

訪問活動

こんにちは、
お変わりありませんか?

情報提供

車いすを利用したいけど、
どうすればいいかしら?

〇〇サービスが
ありますよ。

地域の方から相談が
ありました。…

イラスト フルタハナコ

連絡

地域活動



～民生委員・児童委員のマーク～

このマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

※ お住まいの地域の民生委員・児童委員についてご不明な場合は、担当までお問い合わせください

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

令和5年度下半期財政状況をお知らせします

問合せ先 財政課財政担当

市の財政状況については、毎年2回定期的にお知らせしています。

今回は、令和5年度上半期(4月～9月)の収支状況に下半期(10月～3月)の状況を加えた数値をお知らせします(公表した数値は令和6年3月31日現在のものです)。

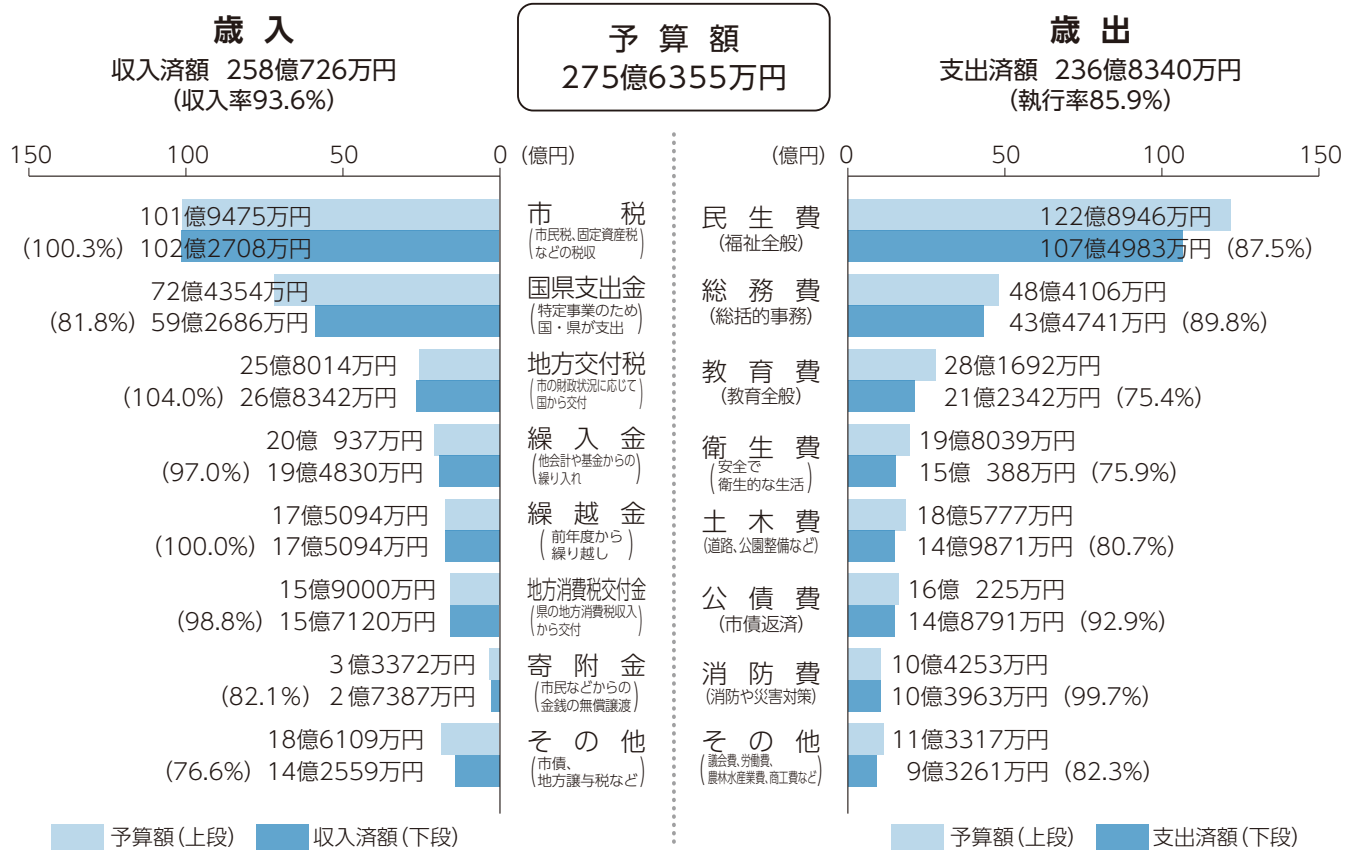
なお、令和5年度の一般会計当初予算額は226億1000万円です。これに49億5355万円を追加し、最終予算額

は275億6355万円となりました。また、市の会計では5月末日までが現金の収入・支出を整理する期間ですので、今回公表する額は決算額とは異なります。令和5年度決算額は、あらためてお知らせします。

※ 各数値の万円未満は四捨五入の上、端数処理しています



一般会計



特別会計

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、一本松土地区画整理事業、若葉駅西口土地区画整理事業の各特別会計の収入支出の状況は、次のとおりです。

会計名	予算額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
国民健康保険	70億7943万円	68億2220万円	96.4	67億9925万円	96.0
後期高齢者医療	10億9699万円	10億4346万円	95.1	10億 780万円	91.9
介護保険	51億6032万円	50億 378万円	97.0	42億9562万円	83.2
一本松土地区画整理事業	7246万円	1793万円	24.7	2016万円	27.8
若葉駅西口土地区画整理事業	1億8142万円	1億8142万円	100.0	7366万円	40.6

全国一斉の緊急地震速報訓練を行います

問合先 危機管理課防災危機管理担当

訓練用緊急地震速報の放送
日時 6月20日(木)10時ごろ
放送内容 「チャイム音」
こちらは、防災つるがしまです。
ただ今から訓練放送を行います

市では、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)を設置しています。
これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。
今回、このシステムを使用した、全国一斉の緊急地震速報訓練を行います。

※ 緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます
※ 放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう
※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

人権擁護委員を紹介します

問合先 総務人権推進課庶務人権担当

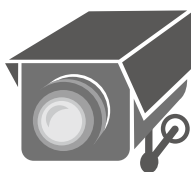
人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。
また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題(いじめ、虐待、差別問題など)に対し、法務局や市役所などで人権相談を行っています。
相談は無料で、秘密は厳守します。

ます。お気軽にご相談ください。
市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。
岸田 栄さん
根岸 芳子さん
新井 義忠さん
伊藤 眞二さん
坂本 毅さん

街頭防犯カメラの設置に関するアンケート

問合先 生活環境課交通安全担当

市では、地域における防犯対策の一環として、公共の場(道路、公園など)への防犯カメラ設置を検討しています。
防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果が見込まれる一方で、個人のプライバシーへの配慮などが求められます。
そのため、今後市として防犯カメラの設置をすすめていくのにあたり、市民の皆さんの意識・意見をお伺いするため、アンケート調査にご協力をお願いします。



回答はこちら

対象 市内在住・通勤・通学の方
期間 6月30日(日)まで
回答方法 専用フォームから

投票区の変更および投票所の統合について

問合先 選挙管理委員会

現在、市の投票区は、市内の人口増に対応するために段階的に区域を分割した結果、字界や自治会、通学区域と異なるところで分割されている地域が多くなっています。そこで、一部の投票区の区域の変更および投票所の統合を予定しています。
この度、変更案がまとまりましたので、意見を募集します。
受付期間 6月3日(月)～7月2日(火)
閲覧場所 市ホームページ、市役所、



詳細はこちら

若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター
提出方法
住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、メール(☐10300010@city.tsuruga.shima.lg.jp)、郵送(〒350-1229-2(住所不要))、ファクシミリ(☎049・271・1190)または直接持参
※ 電話や窓口での口頭の意見は、受付できません

遺族の手続きをわかりやすく 「おくやみハンドブック」

問合先 市民課戸籍担当

身近な方が亡くなられたことに伴う各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」(フルカラー)を作成しました。市役所での手続きだけでなく、その他の手続きについても掲載しています。

「おくやみハンドブック」は死亡届を提出されたご遺族や代行の葬祭業者にお渡しします。ご希望の方には下記の場所でも配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※ このハンドブックは、(株)ジチタイアドとの協働のもと、協賛企業の協力により作成しています

配布開始 6月から

主な配布場所 市民課、健康長寿課、若葉駅前出張所、各市民センター、社会福祉協議会

ハチの営巣活動にご注意ください

問合先 生活環境課環境保全担当

初夏から秋にかけてハチの営巣活動が活発になります。そもそもハチは、花や樹木の受粉をしたり、毛虫や樹木の害虫を食べたりと、自然の中で大きな役割を果たしている益虫です。

一方、スズメバチは、攻撃性・威嚇性が高く、刺されると死に至ることもあり、大変危険です。危険な場所にハチが巣を作ってしまった場合は、注意して取り扱ってください。

応じてください。

①個人でハチの巣を除去する。

②業者に依頼して、ハチの巣を除去する(スズメバチは、特に攻撃性・威嚇性が高いため、巣の除去には専門の業者に依頼することをお勧めします)。

防護服の貸し出し 市では、個人でハチの巣の除去を行う方に、防護服の貸し出しを行っています。予約制で、貸し出し期間は通常1〜2日程度です。最盛期には予約が込み合い、多少お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

代理人、第三者による戸籍・住民票取得の確認に！「本人通知制度」

問合先 市民課戸籍担当

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍の証明などを、代理人や第三者(職務上請求できる人など)に交付したとき、その事実を本人に通知する制度です。事前の登録が必要です。

自分の住民票の写しなどが第三者に交付されたことや、委任した請求が行われたことが通知されるので、不正取得による権利侵害の抑止に役立ちます。

また、本人通知制度が一般に周知されることにより、委任状の偽造や、差別につながる身元調査などの未然防止に効果があります。

一度登録すれば更新は不要です。ただし、住所・氏名・本籍などに変更があった場合は、変更の手続きをお願いします。

受付場所 市民課、若葉駅前出張所

登録できる方 市に住民登録または本籍のある方(住民票の除票や除籍などのある方を含みます)

登録に必要なもの ①申請書(ホームページからもダウンロードできます) ②本人確認書類(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)

法定代理人が登録する場合 ①、②および法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本など)

代理人が登録する場合 ①、②および委任状 ※ 代理人が同一世帯の方の場合、委任状は不要です

通知対象となる証明書

- ・ 住民票(除票を含む)の写し(本籍が記載されたもの)
- ・ 住民票記載事項証明書(本籍が記載されたもの)
- ・ 戸籍附票(除附票を含む)の写し
- ・ 戸籍(除籍を含む)謄抄本
- ・ 戸籍記載(一部)事項証明書

通知内容 交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別(代理人または第三者の別)

※ 代理人や第三者による申請内容については、個人情報保護に関する法律の規定に基づき、本人が開示を請求することができます(証明書を取得した代理人や第三者の個人情報開示できません)

児童手当の対象年齢が拡大

問合せ 子ども支援課子育て支援担当

令和6年10月1日 から児童手当の対象年齢が 18歳年度末に拡大！

対象となる児童(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの方)の世帯も含め、対象世帯に児童手当の制度改正に係るご案内を6月下旬から順次送付しますので、内容をご確認ください。

主な拡大内容	支給対象	所得制限	第3子以降手当月額	支給回数
制度改正前 (9月分まで)	中学校終了まで (15歳年度末まで)	あり	1万5000円 (中学生1万円)	年3回 (1回4か月分)
制度改正後 (10月分以降)	高校生年代終了まで (18歳年度末まで)	なし	3万円	年6回 (1回2か月分)

小児慢性特定疾病医療費継続申請について

問合せ 坂戸保健所 ☎049・283・7815

小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受付を開始します。

対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

場所 坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)

持ち物 申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険(健康保険)の被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書(税額・所得金額が記載されたもの)など

児童手当の現況届などの手続きについて

問合せ 子ども支援課子育て支援担当

現況届の提出は原則不要です

令和6年度分の現況届は、市が住民基本台帳などで現況を確認するため、原則提出不要です。ただし、次の方は現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

- ・離婚協議中の配偶者と別居している方
- ・DV避難などにより、鶴ヶ島市に住民票がない方
- ・その他、市から提出の案内があった方

※ 該当者には、6月上旬まで

でに市から現況届を送付しますので、6月末までに必ず提出してください

所得要件などについて

所得上限額の超過により受給資格が消滅した方のうち、令和5年中所得が所得上限額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となります。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



詳細はこちら

※ お持ちの受給者証に記載の住所を管轄する保健所から申請に必要な書類についてのご案内が郵送されます(医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください)

申込期間
6月10日(月)～7月26日(金)

農業の「地域計画」策定協議を行います

問合せ先 産業振興課農政担当

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月からこれまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として、法定化されました。

地域の農業についておおむね10年後の地域農業の将来の在り方と誰がどの農地を耕作するかを記載した目標地図を作成することになります。

これまでの「人・農地プラン」の3地域ごとに、関係者が集まり地域農業の将来の在り方について話し合っています。

地域の農業に関わりのある方はどなたでも参加できます。参加を希望される方は事前に産業振興課農政担当までご連絡ください。

農業経営改善支援制度の開始

問合せ先 産業振興課農政担当

農業経営の計画的な改善を図ろうとされている意欲ある農業者の方に補助金を交付します。

補助金 上限30万円／経営体（補助率3分の1）（総額予算150万円）

補助対象機械 農産物の生産、収穫、調整、貯蔵または出荷のための機械など

地区名	日時	場所	申込期限
高倉・脚折・下新田	6月20日(木) 19時～	農業交流センター	6月14日(金)
三ツ木・太田ヶ谷・藤金・上広谷・五味ヶ谷	6月25日(火) 19時～	南市民センター	6月19日(水)
町屋・上新田・中新田	6月28日(金) 19時～	西市民センター	6月21日(金)

都市計画変更原案の縦覧のお知らせ

問合せ先 都市計画課都市計画担当

縦覧 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区の都市計画を変更するにあたり、都市計画変更原案の縦覧を行います。

内容 地区計画、防火地域および準防火地域の変更

期間 6月18日(火)～7月1日(月) 8時30分～17時15分(平日のみ)

場所 都市計画課

意見書の提出 原案に対して意見のある方は、市条例に基づき、市長へ意見書を提出できます。

対象 区域内に土地を有する方および利害関係のある方

提出期限 7月8日(月)(必着)

農機具登録制度(農機具バンク)を開始します

問合せ先 産業振興課農政担当

農機具登録制度とは、市内にある使用可能な農機具で譲渡可能なものを、市が所有者からの申請に基づき登録し、当該登録情報を譲り受けを希望する農業者に提供する制度です。

対象

- 本市に住所を有し、本市で農地を所有している方。
- 市内で農地法または、農業経営基盤強化促進法に基づく



提出方法 縦覧場所にある様式に必要事項を記入の上、都市計画課に郵送(〒350-2292(住所不要)または直接持参



利用権設定を行い、その農地を耕作している方。

医療費の適正受診にご協力をお願いします

問合先 こども支援課子育て支援担当

こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費は、福祉の向上を目的として助成する制度です。受給対象者は、受給者証と健康保険証を提示することにより、県内の医療機関窓口での支払いがなくなり、必要な医療の受診がしやすくなっています(例外もあります)。助成対象分は市と県の自主財源によりまかなわれています。いつでも安心して医療が受けられるように、各医療制度の安定した運営のため、次のようなことを実践し、ご協力をお願いします。



✓ 休日や夜間の安易な受診は避けましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかり医療費の増加につながります。また、軽い症状にも関わらず休日や夜間に救急外来を訪れることで救急外来が混みあい、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたします。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。



✓ 埼玉県AI救急相談をご利用ください

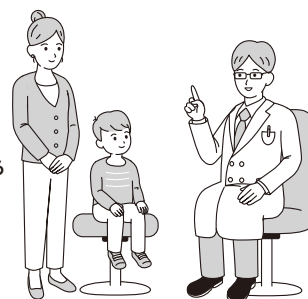
急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット形式で気軽に相談できる埼玉県AI救急相談が整備されました。緊急の場合は、埼玉県救急電話相談(＃7119)と併せてご利用ください。



県HPはこちら

✓ かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、健康管理や初期の治療をしてくれる身近なお医者さんのことです。かかりつけ医を持つと、本人や家族の病状などを把握しているので、もしものときに適切で迅速な対応をしてもらえます。



✓ 安易な重複診療はやめましょう

同様の症状または病気で複数の医療機関を受診することはやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう心配があります。受けている治療に不安があるときは、医師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ有効成分・同じ効き目で、新薬と比べ開発費が少ないために価格の安いお薬です。

※ 市では「ジェネリック医薬品希望シール」を、こども支援課と障害者福祉課窓口で配布しています

ジェネリック医薬品希望シール



消防情報119トピックス

問合先 坂戸鶴ヶ島消防組合本部 ☎049・281・3119

令和5年火災発生件数及び出火原因

令和5年中坂戸・鶴ヶ島消防組合の管内で発生した火災件数は38件で前年と比べ4件増加しました。内訳は、建物火災で19件(前年比1件減少)、林野火災は1件(同1件増加)、車両火災は2件(同5件減少)、その他の火災は、16件(同9件増加)でした。

出火原因 ワースト3

第1位 放火または放火の疑い

- 1 ゴミは夜間に捨てず、決められた日の朝に出しましょう。
- 2 建物の周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう。

第2位 たばこ

- 1 寝たばこはやめましょう。
- 2 灰皿に、必ず水を入れるようにしましょう。
- 3 吸殻を捨てる場合は、水に濡らすなど、完全に消火してから捨てましょう。

第3位 たき火

- 1 野外焼却は一部例外を除き禁止されています。
- 2 基準に適合した焼却炉での焼却等をする時は、必ず水を用意し、風の強い日は控えましょう。



第11回住宅用火災警報器設置状況調査結果

坂戸市、鶴ヶ島市内の合計100世帯を対象とし、住宅用火災警報器(以下「住警器という」)の設置状況などについて訪問調査したものです。結果については次のとおりです(調査内容抜粋)。

問1：条例により住警器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住警器が設置されていますか？

- 設置している 75世帯
- 一部に設置している 6世帯
- 設置していない 19世帯

問2：問1で「設置している、一部に設置している」と回答した81世帯にお聞きします。

最近、半年間に住警器の作動確認を行いましたか？

- 実施(最近半年間) 43世帯
- 実施(調査時) 2世帯
- 未実施 36世帯
- 不明 0世帯

坂戸・鶴ヶ島消防組合 職員を募集

【救急救命士】2名程度

- ・1次試験日 6月30日(日)
- ・受付期間 持参 6月4日(火)～14日(金)8時30分～17時15分
郵送 6月12日(水)消印有効
- ・受験資格 救急救命士免許取得者または令和7年春までに取得見込みの方で平成9年4月2日以降に生まれた方

【消防(救急救命士含む)】2名程度

- ・1次試験日 9月22日(祝)
- ・受付期間 持参 8月1日(木)～16日(金)8時30分～17時15分 郵送 8月14日(水)消印有効
- ・受験資格 ①大学を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成11年4月2日以降に生まれた方
②短期大学(専修学校を含む)を卒業又は令和7年3月までに卒業見込みで、平成13年4月2日以降に生まれた方
③高校を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成15年4月2日以降に生まれた方
- ・受付場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部総務課
- ・1次試験の内容 筆記試験(SPI3)、体力試験

※ 申込方法など詳しくは、組合ホームページまたは消防本部総務課で配布している募集案内をご覧ください

令和6年度鶴ヶ島市消防団役員

団長	なかじま けんじ 健治	副団長	さいとう まさひろ 真宏	副団長	せい の こうすけ 清野 浩祐
指導部長	こ ぶな 勇介	指導部長	いけだ たかひろ 貴弘		
女性部長	つじ えみ 恵美	第一分団長	とさか かずひこ 一彦	第二分団長	すずき とおる 鈴木 徹
第三分団長	あおき ゆうや 優也	第四分団長	やまだ よしのり 吉徳		(敬称略)